**東海地区型枠工事協同組合 入会申込書**

年　 　月 　　日

東海地区型枠工事協同組合

理事長　渡會 武則　　殿

　　貴組合の趣旨に賛同し、　　　年　　月より

**正会員**　 ・　 **特定会員**

として入会致します。

（入会する会員資格を〇で囲む）

**：**

**代表者**

ふりがな

**役職名及び氏名：**㊞

**：〒**

**電話：　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ：**

　 **携帯電話：**

**メールアドレス(※)**

（※）組合からの連絡用です。資料送付のため携帯アドレス不可。送信先が複数のアドレスでも結構です。

**建設業許可番号**

**主な得意先３社の会社名　 １**

**２**

**３**

**※東海地区型枠工事協同組合記入欄**　　上記の許可業者を組合員に推薦いたします。

推薦組合員会社名及び代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（様式第１（第３条関係））

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

１号特定技能外国人受入リスト

１　特定技能所属機関に関する事項

1. 特定技能所属機関名：
2. 特定技能所属機関の代表者名：

２　１号特定技能外国人に関する事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | １号特定技能外国人1 | １号特定技能外国人2 | １号特定技能外国人3 |
| 氏名 |  |  |  |
| 生年月日 |  |  |  |
| 性別 |  |  |  |
| 国籍 |  |  |  |
| 従事させる業務 |  |  |  |
| 就労させる場所（都道府県単位） |  |  |  |
| 計画期間 |  |  |  |
| 報酬予定額（月額） |  |  |  |
| 修了した建設分野技能実習 |  |  |  |
| 技能実習時の報酬（月額基本給） |  |  |  |
| 修了した建設特定活動の職種及び作業 |  |  |  |
| 建設特定活動時の報酬（月額基本給） |  |  |  |
| 母国での実務経験（職種及び年数を記入） |  |  |  |
| 合格した技能試験 |  |  |  |
| 合格した日本語能力試験 |  |  |  |

*※　4名以上受け入れる場合、必要に応じて欄の追加や別紙とする等対応すること。*

*※　対象外の項目については「-」とすること。*

*※　技能実習又は建設特定活動時の月額基本給については、直近の金額を記入すること。*

*※　合格した技能試験及び日本語能力試験について、建設分野技能実習又は建設特定活動を修了した者は記入不要。*

（様式第１（第３条関係））

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

【記入例】１号特定技能外国人受入リスト

１　特定技能所属機関に関する事項

1. 特定技能所属機関名： 国土交通株式会社
2. 特定技能所属機関の代表者名：国土　太郎

２　１号特定技能外国人に関する事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | １号特定技能外国人1 | １号特定技能外国人2 | １号特定技能外国人3 |
| 氏名 | ABC　DEF | GHI　JKL | MNO　PQR |
| 生年月日 | ●年●月●日 | ●年●月●日 | ●年●月●日 |
| 性別 | 男性 | 男性 | 男性 |
| 国籍 | ベトナム | ベトナム | ベトナム |
| 従事させる業務 | 型枠施工 | 型枠施工 | 型枠施工 |
| 就労させる場所（都道府県単位） | 東京都、神奈川県 | 東京都、神奈川県 | 東京都、神奈川県 |
| 計画期間 | ●年●月●日～ | ●年●月●日～ | ●年●月●日～ |
| 報酬予定額（月額） | ２５０，０００円 | ２３０，０００円 | ２３０，０００円 |
| 修了した建設分野技能実習 | 型枠施工 | 型枠施工 | 型枠施工 |
| 技能実習時の報酬（月額基本給） | １８０，０００円 | １７０，０００円 | １７０，０００円 |
| 修了した建設特定活動の職種及び作業 | 型枠施工/型枠工事作業 | - | - |
| 建設特定活動時の報酬（月額基本給） | ２１０，０００円 | - | - |
| 母国での実務経験（職種及び年数を記入） | 型枠施工/型枠工事作業　３年 | - | - |
| 合格した技能試験 | - | - | - |
| 合格した日本語能力試験 | ＾ | - | - |

*※　4名以上受け入れる場合、必要に応じて欄の追加や別紙とする等対応すること。*

*※　対象外の項目については「-」とすること。*

*※　技能実習又は建設特定活動時の月額基本給については、直近の金額を記入すること。*

*※　合格した技能試験及び日本語能力試験について、建設分野技能実習又は建設特定活動を修了した者は記入不要。*

誓　約　書

東海地区型枠工事協同組合

　理事長　渡會 武則　殿

　この度、貴組合の行う特定技能外国人受入れ事業に入会し、建設分野における特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項を遵守履行することを誓約いたします。

１．一般社団法人建設技能人材機構の設立総会において決議された「特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範」を遵守履行すること。

２．貴組合の定める入会金、会費及び一般社団法人建設技能人材機構に納入する受入負担金等受入れ事業に必要な費用を、貴組合の定める特定技能外国人受入れ事業規程に基づき、退会するときまで誠実に納付すること。

３．弊社（弊社の経営幹部等を含む）は自らが暴力団、暴力団員、暴力団関連企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という）ではなく、将来にわたっても該当しないことを確約するとともに、暴力団等反社会勢力と、何ら関係を有していないこと。

　　　　　年　　月　　日

会　社　名

　　　　　　　　代表者役職

　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範（抄）

（一社）建設技能人材機構　総会決議

Ⅰ．総則

１．日本の建設業にとって有為な外国人材を特定技能外国人として確保し、現場を支える技能労働者として受け入れ、育成するため、建設業界は、一般社団法人建設技能人材機構（以下「機 構」とする。）を設立し、ここで定める行動規範の遵守に一致協力する。

２．特定技能外国人の来日準備や入国に関連して不当に高い金銭的負担を求める者、実勢水準以下の低賃金で特定技能外国人を雇い競争環境を不当に歪める者及び反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

３．特定技能外国人の受入れの前提として、生産性向上や国内人材確保の取組（適正な賃金水準の確保、社会保険加入徹底、長時間労働の是正、女性・若年者の就業促進等）を最大限推進する。

４．特定技能外国人の受入れに関し、労働関係法令その他の法令を遵守するとともに、特定技能外国人との相互理解を深め、それぞれの文化や慣習を尊重し、特定技能外国人、建設産業及び地域社会の健全な発展に貢献する。

Ⅱ．受入企業（雇用者）の義務

５．受入企業は、特定技能外国人が在留資格を適切に有していること（在留資格取得後にあっても在留期間の更新を適切に行っていること等を含む。）を常時確認する。

６．受入企業は、特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人と同等の報酬を、月給制・ 固定給の設定などの方法によって確実に支払うとともに、技能の習熟に応じて昇給を行うことにより、技能と経験に見合った適切な処遇を確保する。

７．受入企業は、自ら社会保険への加入義務を果たすとともに、外国人を含め、被雇用者を必要な社会保険に加入させる。

８．受入企業は、特定技能外国人との雇用契約において、契約締結時に、当該外国人が従事する業務内容、これに対する報酬、労働時間、休暇、社会保険の加入状況その他の雇用関係に関する重要事項を母国語で説明し、かつ、書面にて契約を締結する。

９．受入企業は、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用、労災保険の適用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならない。

10．受入企業は、社内及び現場において、特定技能外国人の人権を尊重し、暴力、暴言、いじめ及びハラスメントを根絶するとともに、職業選択上の自由を尊重する。

11．受入企業は、建設キャリアアップシステムに加入し、受け入れた特定技能外国人の登録を確実なものとするとともに、技能習得や資格取得を促し、適切な技能レベルへのキャリアアップをできるように努める。

12．受入企業は、特定技能外国人が現場における指示等を的確に理解できるなど、技能レベルに合わせた日本語能力が身につけられるように配慮し、安全確保に必要な技能、知識等の向上を支援するとともに、安全の確保その他の要請に基づき元請企業が行う指導に従う。

13．受入企業は、特定技能外国人が日本国内で安定的かつ円滑に就労し、生活できるよう、宿舎、通勤、相談等の日常生活上及び社会生活上の支援を行う。

14．受入企業は、特定技能外国人が有する能力を有効に発揮できるよう、日常的に密接なコミュニケーションを図りながら、良好な職場環境を保ち、適切な処遇を行うとともに、他事業者が雇用している外国人に対し、直接的、間接的な手段を問わず、悪質な引抜行為を行わない。

15．受入企業は、機構の行う共同事業の実施に要する費用を分担する